

## 具体的施策に関する規定について（正副座長案）

- ・ 条例に位置付けた理念を実現するための具体的手段の方向性を示すため、「具体的施策に関する規定」を今回の条例に盛り込むこととする。
- ・ ただし、執行部が柔軟に対応できるよう、施策内容を詳細に規定することはせず、「条例の総則的部分 たたき台」の「4 県の責務」③～⑥として検討した内容を基本として、「川下」の観点からの施策を中心に、包括的に「木材の利用の促進」に関する施策に係る事項を列挙する規定を設けるほか、「県の率先利用」、「森林教育、普及啓発等」及び「顕彰」の規定を設けることとする。
- ・ 「木材利用促進月間」及び「県産材の利用を通じたもりづくりの推進」については、「三重の森林づくり条例」との棲み分けに鑑み、今回の条例では規定しないこととする。